身体的拘束最小化推進体制加算に係る掲示

1. 当院の基本方針

身体拘束は患者さんの自由を制限することであり、尊厳を侵害し身体的・精神的な弊害を及ぼす可能性があります。

そのため、当院では病院長、看護部長が中心となり、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしない方針です。

2. 身体的拘束最小化のための主な取り組み

・身体的拘束最小化チームの設置

他職種カンファレンスの実施

医師・看護師・リハビリ・介護職等で拘束の必要性と代替手段を検討

・拘束回避ケアの強化

環境調整、見守り強化、疼痛管理、排泄支援、認知症ケアなど

・職員研修の定期実施

身体的拘束ゼロを目指す倫理・法令・ケア技術研修を年2回実施

・家族との情報共有

拘束が必要な場合は事前説明を行い、理解を得ながら最小化を徹底

・記録・評価の徹底

実施理由、代替手段、実施時間、解除判断を明確に記録し、定期的に評価

3. 身体的拘束の実施状況

病院全体	患者延べ入院日数	拘束実施延べ日数	身体的拘束の実施率
R8年8月	2，926日	3日	0.10%
R8年9月	2，799日	24日	0.86%
R8年10月	3，012日	0日	0.00%

●療養病棟では、身体的拘束最小化推進体制加算の届け出をしています。

療養病棟のみ	患者延べ入院日数	拘束実施延べ日数	身体的拘束の実施率
R8年8月	905日	0日	0.00%
R8年9月	791日	0日	0.00%
R8年10月	821日	0日	0.00%

令和8年11月

医療法人済恵会　須藤病院　　院長・看護部長